

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に 嚴重抗議し平和的解決を強く求める決議

ロシア連邦のウクライナへの侵攻は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、既に武力攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われている。また、ウクライナに拠点を持つ日本企業及び現地在留邦人も厳しい状況に置かれている。

このような武力による一方的な現状変更は、明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて許すことはできない。

本市では、戦争のない平和な社会の実現を願った非核・平和都市宣言を行っており、ウクライナへの侵攻はこの宣言の趣旨にも反するものである。

よって、本市議会は、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に嚴重に抗議するとともに、ロシア連邦に対し、国際法を遵守し、軍事行動の即時中止と平和的解決を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月16日

大分県佐伯市議会